

「原料原産地表示に関する意見交換会」議事概要

平成22年3月29日(月)

10:00~16:00

於 三田共用会議所講堂

1. 開会

2. 総論 (10:05~12:00 発言者 24名)

各発言者意見については発言意見リスト参照

3. 各論 (13:00~16:00 発言者 24名)

各発言者意見については発言意見リスト参照

○昆布巻質疑応答

(事務局) 釧路・十勝地区漁業協同組合は、昆布加工品を製造しているのか。国産昆布を原料とした場合と輸入昆布を原料とした場合とでは、品質に差があると考えているのか。

(釧路・十勝地区漁業協同組合) 管内10の協同組合のうち、昆布巻を作っているのは1組合。昆布巻以外の昆布加工品を作っているのは2組合。釧路・十勝地区漁協には加工所は無い。完成品の品質の差異については、はっきりしていない。我々を含めた産地の努力が、正当に評価されるために原産地の表示を求めるものである。

(事務局) 昆布巻に原料原産地表示は必要と考えているのか。昆布巻以外の昆布加工品において、どこまで原料原産地表示の対象を拡大すべきか。

(釧路消費者協会) 地産地消、自給率向上の観点から必要である。

(全国地域婦人団体連絡協議会) 輸入品を否定するわけでないが、どこから原料がきて、どこで生産されているのかを知り、そのことを公平に選択出来るというのは消費者の権利であり、無いよりはあったほうが良い。このことは昆布巻だけに限らない。

(事務局) 漁協などが独自で北海道産である旨のPRを行い、それを消費者が買うという自主的な取り組みを超えて、制度として義務付けを求める理由は何か。

(釧路・十勝地区漁業協同組合) 我々の昆布は80%以上が加工業界に流通している。我々が会員となっている北海道漁連では、昆布の加工品に着手している状態であり、昆布の原産地をしっかりと表示すべき段階にある。

(釧路消費者協会) 商品を購入する際、我々消費者には正しい情報が必要である。不足と思われる事項については是非義務付けをして欲しい。

(全国地域婦人団体連絡協議会) 食品業界の食の安全への努力については理解しているが、制度化しないと産地偽装はなくなる。

(事務局) 昆布巻は加工度が高いと述べていたが、なぜそう思うのか。

(全国調理食品工業組合) 昆布巻には様々な工程や形態があり、加工度が高いものから低いものまで多岐にわたる。原料原産地を表示すべき加工度の低い加工品が他にあるのではないかと。昆布巻の昆布の原料原産地を表示した場合、他の加工品との整合性をどうとっていくのが難しいのではないかと。

○食用植物油質疑応答

(事務局) 原料の輸入先が多数とあったが、具体的に何カ国か。

(日本植物油協会) 一般的なサラダ油を作る場合、12カ国にもなる。状況によって混合重量等が変化するので、重量順に記載することは困難。また、農林水産省は食糧安全保障の観点から供給国を増やす方向であり、今後食用植物油の供給国は増えていくのではないかと。

(食生活センタービジョン 21) 食用油は多数の国から輸入して作られている現実を多くの消費者は知らない。だからこそ、トレーサビリティを効かせた義務的な原産地表示が必要である。

○鰹節質疑応答

(事務局) 鰹節自体に原産地表示の義務化を行い、なまり節の産地を表示させるべきと考えているのか、削り節の産地表示の概念を変え、なまり節になった場所の表示をすべきと考えているのか。

(枕崎水産加工業協同組合) 消費者として削り節の表示を見た場合、煮熟が行なわれ「節」となる、なまり節産地が知りたいのではないかと。

(事務局) なまり節後の製造工程において、どこで実質的な変更になるのか。

(丸啓鰹節株式会社) 荒節の加工には1~3週間程度かかり、荒節の場合、産地は焙乾地。カビ付けでは1~3ヶ月ほどかかる。30分~1時間程度の工程である煮熟を行った地が原産地になるのはおかしいのではないかと。

(枕崎水産加工業協同組合) 期間の長短の問題ではない。

(事務局) 当面自主的な基準を作って取り組むということではよいかと。

(日本鰹節協会) 現状、いずれの工程も重要であるため併記しているところ。もし国産と表示する場合、煮熟以降全ての工程が日本国内で行われるべきではないかと。

○果汁・果汁加工品質疑応答

(事務局) 製品のPRに原料原産地表示の義務化が必要なのは何故か。

(JA長野中央会) 現行制度では品質の悪い安価な果汁を混ぜても区別がつかず、また外国産100%等とは表示されず、消費者に不利益を与えている。消費者が適切に判断できるよう、表示の義務化を行うべきである。

(事務局) 義務化した場合、表示違反の取締りを県で行う場合がでてくるが、このことについて困難を感じることはないかと。

(青森県農林水産部) 不正した場合当然指導を行っていく。果実飲料全てを義務化する必要は無く、どこまで表示できるか業界側と話し合っていく必要がある。また、表示義務化になれば潰れる会社があるというのはおかしい。義務を遵守することが前提ではないか。

(事務局) 業界としては全ての果汁飲料について原料原産地表示をすべきでないと考えているのか。

(日本果汁協会) 個別の製品ごとに原料原産地を義務付けるべきではない。一定の基準を持って制度化すべき。現状、品質がよければ外国産でも原産地表示を行っている。一方で、国産品でも品質が悪ければ原産地表示はしない。ストレートジュースでは表示してミックスジュースでは表示しないというのでは納得しない。

(清涼飲料工業会) ひとつも表示すべきでない。なお、悪意を持って産地偽装する業者は潰れても仕方がないだろう。一方で悪意の無い単純なミスで回収する場合、回収費用で潰れる業者もあるということを理解していただきたい。

(日本果汁協会) オーストリアから輸入する果汁がオーストリアだけで生産された生果とは限らない。従って国名を記載することは不可能であり、原産国の表示を義務化した場合、相手国に過度の負担がかかるため、輸出してくれなくなる。

○黒糖質疑応答

(事務局) 昭和 60 年に定めた自主基準を守らないのは何故か。

(黒砂糖工業会) 昭和 60 年に県内業者主体で黒砂糖の自主基準を作った。その際、加工糖、再生糖等の名称はイメージが悪いため商品名を加工黒糖とし、関係業者に通達をした。しかしその後、自主基準違反が頻発してきている状態で業者だけでは収拾がつかない、是非含みつ糖の品質表示基準を制定していただきたい。

(事務局) 自主基準を遵守しない業者への指導についてどう考えるか。

(沖縄県農林水産部) 県としても JAS 法に適さないものは指導していく。

4. 閉会

傍聴者（発言者含む）：292 名

プレス関係者：22 名

事務局：15 名